

カトリック京都司教区・唐崎教会管理

野添墓地管理規定

カトリック唐崎教会墓地管理委員会

【総則】

第1条 この規定は京都教区墓地管理規定に準じて総則を定める。

この規定の及ぶ墓地は天津市坂本一丁目字野添1番にある公的墓地内のカトリック京都司教区カトリック唐崎教会（以下「唐崎教会」という。）が専有使用している教会墓地の使用ならびに管理、維持について必要な事項を定めるものである。
〔墓地・埋蔵に関する法律に準ずる〕

【目的】

第2条 この規定は唐崎教会墓地の管理を継続且つ円滑適正に行う事を目的とする。

【適用対象】

第3条 この規定は墓地使用权者、及び納骨者と墓地管理者である唐崎教会の墓地管理委員会（以下「管理委員会」という）に適用される。

【墓地管理委員会の設置】

第4条 この墓地の運営を円滑にするために、墓地管理委員会を設置する。

管理委員会事務所は、唐崎教会（天津市見世一丁目 1-35）内に置き、下記の書類を保管する。

- （1） 墓地管理規定書
- （2） 墓籍簿
- （3） 墓地図面
- （4） 被埋蔵者・埋蔵者名簿
- （5） 埋蔵許可証綴
- （6） 会計簿及び決算報告書
- （7） 管理委員会議事録
- （8） その他運営上必要とみなされる書類

【管理運営】

第5条 墓地の管理運営は管理委員会の責任において行われる。

全ての墓地使用权者は、管理委員会の決定事項に従わなければならない。

【管理委員会】

第6条 管理委員会の構成員は6名程度とし、唐崎教会役員会が推薦し、滋賀ブロック担当司祭が任命する。なお、管理委員会の中に墓地使用权者が少ない場合は、墓地使用

権者より委員を若干名選出し補充する。

- (1) 委員の互選によって代表委員（1名）を決める。
- (2) 委員の任期は2年とし再任を妨げない。
- (3) 期中で選出された者の任期は、その期終了日とする。
- (4) 管理委員会は必要に応じて代表委員が招集する。
- (5) 代表委員は必要であれば唐崎教会評議会に参加できる。

【管理委員会の業務】

第7条 管理委員会は下記の業務を行い、墓地の状況を明瞭化し、維持管理に努める。

- (1) 第4条で定めた書類を作成し保管する。
- (2) 管理費・墓地使用権料徴収等の会計業務を行う。
- (3) 墓地使用希望者の相談に応じ、必要な手続きを補佐する。
- (4) 墓地の保守、清掃を行う。
- (5) 唐崎教会小教区全体集会において事業報告・会計報告をする。
- (6) その他、墓地に関する業務を行う。

【会計】

第8条 会計年度は毎期1月1日から12月31日とする。

- (1) 会計は唐崎教会会計と分離し、独立会計とする。
- (2) 決算日は12月31日とし、教会会計と連結決算とする。
- (3) 会計担当者は会計に関わる出納と原簿の保管を行う。

【墓地使用権】

第9条 墓地使用権の取得は次の各項に該当し、管理委員会が承認したものとする。

- (1) 唐崎教会およびカトリック安曇川教会所属の信徒（過去に所属していた信徒を含む）。
- (2) その他、墓地使用権の取得希望があった場合、管理委員会で決定する。

【墓地使用権者の使用規定と義務】

第10条 墓地使用権者は次の規定に従い、次の義務を負う。

- (1) この墓地に埋蔵されるものは唐崎教会・安曇川教会の信徒または、いずれかの教会に在籍したものとする。但し、管理委員会が許可したものについてはこの限りではない。
- (2) 墓標等の建立、設置については管理委員会の指示に従う。

- (3) 使用権者は被埋蔵者の埋蔵許可書（死亡届提出の市町村発行）を提出すること。また管理委員会が必要と認めた場合には洗礼証明証を提出すること。
- (4) 使用権の譲渡は相続親族のほか、管理委員会以外に譲渡してはならない。
- (5) 使用権者は届出の居住地が変更になった場合、速やかに管理委員会に変更届を提出すること。
- (6) 墓地の使用目的が消滅した場合は遅滞なく復元し、管理委員会に所定の用紙を提出すること。納付された唐崎教会野添墓地使用権料と前納された墓地管理費は理由の如何に関わらず返金しない。
- (7) 使用権者は管理委員会が定めた墓地管理費を遅滞なく納付しなければならない。
- (8) 納骨の際は必ず教会に申し出て、墓地管理委員の立会いのもとで納骨する。
- (9) 墓地には火葬された遺骨以外のものは入れられない。
- (10) 管理委員会の許可なくカトリック以外の宗教による祭儀等を行う事は出来ない。
- (11) 墓地区画内とその周辺は使用者が常に清掃し、周辺に迷惑の掛らないように配慮する。
- (12) 墓前への供物は持ち帰ること。
- (13) 墓碑等の破損、及び汚損の修復は原因の如何を問わず、使用権者が行う。

【使用権の凍結】

第 11 条 次に該当する場合には使用権を凍結する。

- (1) 管理費を 5 年以上納付されない場合。
- (2) 使用権者の所在が 5 年以上不明となり、縁故者がいないと認めた場合。
- (3) 使用権者が、当規定に定める条項に違反し、且つ管理委員会の指示に応じない場合。
- (4) その他管理委員会が凍結と認めた場合。

【使用権の消滅】

第 12 条 次に該当する場合に使用権は消滅する。

- (1) 第 11 条に規定する凍結期間から 5 年を経過した場合
- (2) その他管理委員会が協議して消滅と認めた場合
- (3) 上記の理由で使用権が消滅した場合、埋蔵遺骨は共同墓地に改葬される。

【使用権料及び管理費】

第 13 条 使用権料は申込時に原則一括納入する。使用権料は管理委員会の定めによる。
使用権料は理由の如何に関わらず返却はしないものとする。

第 14 条 管理費は年払いとし、現金またはゆうちょ銀行振替口座で支払う。管理費は管理委員会の定めによる。但し後継者がいない場合等、希望により永代管理費を一括納入できる。また、使用料・管理費および永代管理費については別に定める。

【区画】

第 15 条 墓地の区画は別表に定め、未使用区画より選ぶ事が出来る。但し、区割線を変更することは出来ない。

第 16 条 使用が決定された区画は使用、未使用に関わらず変更はできない。

【共同墓地】

第 17 条 共同墓地（合葬共同墓）に埋蔵を希望するものは共同墓地埋蔵申請書及び承諾書を提出する。埋蔵した遺骨の返還には応じられない。

第 18 条 共同墓地刻銘プレートについては当管理委員会の指定したもの以外の設置は認められない。

第 19 条 共同墓地の使用権料・永代管理料は前納することができる。

【規定の改廃手続き等】

第 20 条 （1）この規定の改廃と、使用料、祭儀費その他の改定は、教区長が滋賀ブロック担当司祭及び墓地管理委員会に諮問し、答申を経て、これを承諾することによって行われる。

（2）この規定の施行にあたり、教区長の承認を受けなければならない。

<付則>

本規定は 2022 年（令和 4 年）9 月 12 日より発効する。